

書評

玉井 良尚 著

『制水権一軍による水の資源化―』
(国際書院, 2021年3月, 287頁)

伊澤 正興*

本書は環境史の視点から、軍事的な水戦略の歴史と現状を浮き彫りにした学際的な研究成果である。アメリカ史において軍事問題が重要なテーマとして注目される中で、本書は水関連施設への攻撃に着目した。水関連施設への攻撃は水資源を破壊するだけでなく、軍と政治の相互作用の側面をもつ。占領地や敵地の攻撃を正当化しようとするれば、人権保護や国内外の世論に配慮せざるをえない。つまり、本書は一方的なダムや上水施設の破壊だけでは語り切れない軍事問題を提起している。本書は人道的配慮と軍事行動の微妙なバランス関係を浮き彫りにした点で、アメリカ軍事史において新たな地平を切り拓く研究成果といえる。

本書の題名になっている制水権 (Water Control by Military) とは著者が独自に定義した用語である。本書において制水権は制海権 (Sea Control) や制空権 (Control of the Air) と同様に軍事的意味で使用される。著者はコーベットの海洋戦略論における制海権の定義を援用し、制水権を (1) 軍事戦略上の意義、(2) 目的、(3) 領域から定義する。すなわち、海洋戦略論が「海洋交通」「港湾海峡」の確保

にあるとすれば、制水権は「水上輸送路」「給水網」「軍事衛生」を確保することを意味する。両者に共通するのは敵に対する軍事的優勢の獲得である。その結果、人間の生活に必要なダムや河川、水源への攻撃が歴史的に正当化されてきた。

第1章は、アメリカが国際人道法を無視してまで、水関連施設への攻撃を優先する背景を明らかにする。1977年以降、水保護の規範を定めたジュネーブ諸条約追加議定書が成立したにもかかわらず、アメリカによる水関連施設への戦略的攻撃は、湾岸戦争 (1991年)、イラク戦争 (2003年～2011年) において繰り返し行われてきた。

第2章では、戦時国際法における水保護の意義が検討されている。1970年代以降、水資源計画は、環境や人権の保護にかかわる分野として国際的に議論されるようになった。こうした世界的な流れの中、水関連施設への攻撃を停止する動きはベトナム戦争を機とした反戦運動や非人道的な軍事作戦に対する世論の反発を背景とした。アメリカ軍の枯葉剤攻撃は人体だけでなく、土壌や河川への薬品汚染を引き起こした。その結果、国際社会は自然に対する無差別攻撃を強く非難し、1977年のジュネーブ諸条約締結へといたった。だが、アメリカは不参加を表明し、あくまでも水関連施設に対する攻撃について戦略的優位を確保する手段として位置付けた。

第3章ではアメリカにおける軍と制水権の歴史的起源を詳解している。河川港湾整備を担ってきたのは陸軍工兵隊である。陸軍工兵隊は州際通商条約に基づき、河川開発、治水、軍事路建設、港湾整備を担ってきた。とくに水資源の軍事利用計画は早くも建国初期、アルバート・ギャラティンの報告書において登場した。その後、ジョン・カルフーンは、陸軍の土木技術者のお

*伊澤 正興 (Masaoki IZAWA) 近畿大学経済学部准教授

『アメリカ水運史の展開と環境保全の成立―「運河の時代」からニューディール期連邦治水法まで―』日本経済評論社, 2015年; 「1927年ミシシッピ川大洪水と避難所における人種関係―NAACPと連邦政府の調査の比較検討―」『アメリカ史研究』第45号, 2022年など。

墨付きを得たうえで、五大湖からミシシッピ川を下りメキシコ湾へと至る内陸水運計画を構想した。1845年、ミシシッピ川の内陸水路を軍事利用する構想が打ち出されると、陸軍工兵隊は五大湖からメキシコ湾へといたる内陸水運網へと権限を拡大した。こうして建国初期から西部開拓の時代にかけて、河川港湾整備における軍の制水権が確立されていった。

第4章ではアメリカの対外進出にともなう軍の制水権について歴史的経緯が論じられる。アメリカ軍の給水規定は19世紀中期の対中戦略、日米和親条約、ハワイ併合、フィリピン植民地化にともなう諸条約、そして太平洋戦争終結後の日本占領政策において顕著にあらわれた。軍の駐留にともなう給水および水関連施設の整備は公衆衛生の観点から重視された。終戦直後の混乱期、日本政府や地方自治体が上下水道を復旧することは困難であった。アメリカ軍は衛生調査および資材調達、上下水道計画、その管理監督、水質基準の策定にいたる高度な給水システムを構築した。その結果、アメリカ式の給水規定が戦後日本の水道管理基準となっていった。この点はアメリカが軍事戦略上、いかに水関連施設を重視していたかを物語っている。

第5章では敵地における水関連施設の保護と破壊攻撃のバランス関係が検討される。国際人道法におけるアメリカの立場はダムや堤防への攻撃を一定の条件下で正当化するものである。すなわち、それは水関連施設が軍事拠点化された場合に限り、攻撃目標にしてもよいという考え方である。その際、アメリカの立場は「均衡の原則」に沿って必要最低限の攻撃を正当化している。「均衡の原則」とはダムや堤防への軍事作戦が人道的な問題や環境破壊を引き起こす場合、作戦実行の最終決定権を軍司令官ではなく、大統領の政治的判断に委ねることを指す。この点は水関連施設への攻撃が軍事領域から政治領域へと移ったことを意味する。

第6章と第7章は旧日本軍の水問題を論じる。日清戦争以降、旧日本軍の大陸進出、太平洋戦争にともなう東南アジア侵攻は軍事衛生の重要性を飛躍的に高めた。その一方、旧日本陸軍は給水と衛生環境の整備を軽視した。その結果、給水軽視の戦略はかえって軍事作戦に支障をきたす原因となった。この点を象徴したのが移動式濾水装置である。移動式濾水装置とは水をろ過し給水や衛生に利用するものであり、軍事侵攻に際して持ち運び可能な装備であった。しかし、この移動式濾水装置は細菌部隊「731部隊」発足にともない秘匿兵器に認定されると、軍部における給水は軽視された。また、広島に呉軍港では、市の人口急増にともなう公衆衛生問題が生じた。もともと旧日本海軍は呉市へ水を供給することに賛成していた。しかし、造船工場労働者の増加にともない軍と市の水争奪がおきると、旧日本海軍は市民生活を犠牲にして軍事施設への水供給を優先した。このように戦前、給水と衛生を無視した作戦立案は次々と破綻し多くの生命を犠牲にした。

終章ではアメリカ軍と旧日本軍の制水戦略の違いにふれたうえで、その軍事的意義を提起する。旧日本軍は細菌兵器や軍事作戦を優先するあまり、アメリカほど軍事衛生や水の確保を重視しなかった。アメリカにおいて制水権の意義とは単に軍事上の優位性を確保するだけでなく、攻撃の正当性を含んだ政治領域に属す。このため、本書は非人道的な軍事作戦を防ぐには、アメリカ政治に作戦中止を訴えるように提言している。

最後に本書を通じて研究史を展望したうえで、若干のコメントを示したい。本書の学術的意義は、人道的配慮と軍事攻撃の微妙なバランス関係について、軍事環境問題の政治経済領域に踏み込んだ点にある。アメリカはジュネーブ諸条約に加盟しておらず、敵地攻撃に対して制約をかされていない。しかし、本書は水関連施設へ

の攻撃によって人道的配慮を要する場合、一定の制約が軍事作戦にかされる点を指摘している。この指摘は重要である。それは非人道的な軍事作戦を停止させる道筋が民主主義国家の中に根付いていることを意味する。だが、アメリカの正義を信奉する主戦派を説得するのに、十分なのだろうか。この点は疑問が残る。米国の軍事行動は国際秩序の観点から意味があるので、水関連施設の破壊などの多少の犠牲を甘受せよという主張に対して、歴史研究がいかに向き合うのかは今後の課題となるであろう。なお、本書は国際人道法を無視し続けるアメリカにおいて、制水権の策定過程の分析に紙幅を割いてはいない。政権交代にともなう外交戦略の転換（単独行動主義と多国間協調）、軍産複合体の動向、退役軍人の政治力に関する精緻な分析が期待される。

また、本書は軍事環境史の視点を国際比較（日米）へと分析の射程を拡げた。軍事環境史は圧倒的な軍事力への従属関係を前提としたうえで、軍、住民、自然の相互作用に着目する。このため、自然環境を軍事目標に定めることは、逆に戦略上、自然条件に制約される側面を持つ。また、軍事侵攻は社会から切り離された領域ではなく、むしろ侵攻先の社会制度、法律、政治、文化、人種、宗教、慣習といった複雑な要素をはらんでいる。実際、慈悲深さや人道的配慮を国内外に示すことは軍事作戦を立てるうえで重要な要因となっている。戦場となった地域の住民は生活を追われ難民となり、大量破壊兵器に苦しめられてきた。また、紛争や戦争だけが環境問題を引き起こすわけではなく、基地周辺では墜落事故、汚染、騒音、犯罪が引き起こされている。こうした軍事化された地域において、軍の自然環境管理や異文化交流はますます重要度を増しつつある。この点についても、今後、さらに掘り下げた分析がなされていくであろう。